

# 差別のない社会づくりのための ガイドライン

～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～

- ◆ 大阪府は、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、様々な人権課題について、差別の解消に取組んでいます。
- ◆ 今般、障がい以外の人権課題に係る差別の解消について、府民の皆様に理解を深めていただくために、このガイドラインを策定しました。是非ご活用ください。
- ◆ 差別のない、すべての人の人権が尊重される社会を築いていきましょう。

※ 障がいを理由とする差別については、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、大阪府においては、平成27（2015）年3月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定（令和3（2021）年3月改訂）しました。詳しくは大阪府のウェブサイト「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（[http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusu/ishin/syoubai-plan/sabekai\\_guideline.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusu/ishin/syoubai-plan/sabekai_guideline.html)）をご覧ください。

平成27（2015）年10月  
(令和5（2023）年3月改訂版)

大阪府府民文化部人権局



©2014 大阪府もすやん